

令和7年度

東京都障害者団体連絡協議会

令和8年2月16日（月）

東京都福祉局障害者施策推進部企画課

午後1時14分 開会

○上野課長 会議の定刻前でございますが、本日オンラインで参加されている委員の皆様にご連絡をさせていただきます。

本日、イヤホンまたはヘッドフォンを御用意いただける方は、着用をお願いいたします。御自身の発言時以外は、マイクはオフの状態をお願いいたします。マイクをオンにしてしまいますと、周辺の音もこちらに聞こえてしまいますので、よろしくをお願いいたします。

御発言をされる際は、画面にあります手のひらのマーク、挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。会議の途中で音声がかえらないなどの不具合が発生した場合は、事前に事務局から御案内しているアドレス宛てにご連絡をお願いいたします。

オンライン参加の皆様についての御連絡は、以上になります。

○池邊座長 定刻でございますので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

令和7年度東京都障害者団体連絡協議会を開催いたします。

初めに、事務局より委員の出席状況及び配付資料等について御説明をお願いいたします。

○上野課長 皆様お忙しい中、御足労いただきまして誠にありがとうございます。

事務局を務めます障害者施策推進部企画課長の上野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の出席状況について御報告をいたします。

本日は連絡協議会加盟団体18団体の皆様より御出席をいただいております。御欠席は1団体、日本脳性マヒ者協会東京青い芝の会の寺田様になります。寺田様からは意見書をいただいておりますので、後ほど御紹介させていただきます。

本日はオンライン併用での開催としておりまして、東京都精神保健福祉家族会連合会様、日本てんかん協会東京都支部様、東京都自立生活センター協議会様には、オンラインで御参加をいただいております。

続きまして、新たに就任された委員を御紹介させていただきます。

公益社団法人日本てんかん協会東京都支部、草場藤太委員でございます。

○草場委員 よろしくをお願いいたします。

○上野課長 続きまして、公益社団法人東京都盲人福祉協会副会長、中山利恵子委員でございます。

○中山委員 よろしくをお願いいたします。

○上野課長 ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

都側の事務局職員につきましては、お手元に配付している名簿を御覧ください。

恐れ入りますが、本日、障害者医療担当部長の菊地及び精神保健医療課長の門井につきましては、業務の都合により欠席をさせていただいております。

また、議事3の説明者につきましては、説明時間になりましたら入室させていただきますので御了承ください。

続きまして、本日の資料につきまして御確認をお願いいたします。

配付資料でございます。次第でございます。資料1「東京都障害者団体連絡協議会設置要綱」、資料2「東京都障害者団体連絡協議会委員名簿」、資料3「令和8年度障害者施策推進部 予算案のポイント」、資料4「第十一期東京都障害者施策推進協議会第1回総会資料」、タブレットを御覧の皆様には、資料4の1つのファイルの中に8種類の資料を格納しております。

資料4-1「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る実績」、資料4-2「地域生活基盤の整備状況」、資料4-3「障害福祉計画に係る実施状況」、資料4-4「東京都障害者・障害児施策推進計画の策定に係るスケジュール」、資料4-5「障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し（案）」、資料4-6「障害福祉サービス等報酬の見直しに関する緊急提案について」、資料4-7「「東京都手話言語条例」の施行状況について」、資料4-8「「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行状況について」、資料5「みんなの行政サービスへ 障害のある方のご意見、聞かせてください」、チラシでございます。資料6-1「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（概要）」、資料6-2「旧優生保護法による優生手術、人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へ（チラシ）」、机上に配付しております資料で、日本脳性マヒ者協会東京青い芝の会、寺田委員からの御意見。

配付資料は以上でございます。資料に不足等がございましたら、随時お近くの職員にお知らせください。

また操作方法が不明な場合は、事務局職員にお声がけをお願いいたします。

なお、本日の会場ですが、あらかじめ卓上マイクが設置されております。御発言の際には、手前のボタンを押してマイクが赤く光るのを確認してからお願いいたします。また、発言が終わりましたら再度ボタンを押して消していただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。池邊座長、お願いいたします。

○池邊座長 ありがとうございます。

続いて、東京都から御挨拶をいただきます。梶野部長、お願いいたします。

○梶野部長 ありがとうございます。着座にて失礼いたします。

東京都福祉局障害者施策推進部長の梶野でございます。

東京都障害者団体連絡協議会の委員の皆様には、日頃より東京都の障害福祉施策に御理解と御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

会議の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

都は、障害のある方もない方も社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら地域の中で共に生活する社会の実現を目指し、東京都障害者・障害児施策推進計画を策定し、様々な施策を進めております。

今後、令和9年度からの新たな計画策定に向けまして、東京都障害者施策推進協議会における検討作業が本格化してまいります。先日開催した推進協議会において現行計画の実施状況を御報告いたしましたので、本日、皆様にも御報告させていただきます。

また、本日は令和8年度予算案についても御説明いたします。都の令和8年度予算案につきましては、去る1月30日に全体像が公表されたところでございます。今後、都議会にて審議いただき、承認を経て正式に予算が確定いたしますが、本日は私ども福祉局障害者施策推進部の来年度予算案につきまして、新規、拡充案件を中心に御説明させていただきます。

予算要求に当たっては、各団体の皆様から様々な御意見、御要望をいただく中、十分には、またお答えできなかったものもあるかと存じますが、今後も障害者施策の充実に向けて取り組んでまいりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、さらに一般財団法人GovTech東京から、東京ユーザーテスター事業の御紹介、福祉局企画部から、旧優生保護法補償金等支給法に関する御案内をさせていただきます。御所属の団体の皆様にも周知いただければと存じます。

我々も障害福祉施策を推進する上で、引き続き関係各局と一層連携を図ってまいりたいと考えております。

都では、今後とも皆様と連携、協力し、障害のある方が地域で安心して暮らし生き生きと働ける社会の実現に向けて取り組んでまいります。

本日は限られた時間ではございますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

○池邊座長 ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

本日は4つの議事があります。それぞれある程度時間を区切りながら進めますので、進行に御協力をお願いいたします。

それでは、まず議事の1、令和8年度予算案について事務局から御説明をお願いいたします。

○上野課長 障害者施策推進部企画課長の上野でございます。

私から資料3に沿って予算案のポイントを御説明させていただきます。

お配りしている資料は、1月30日に発表しました令和8年度東京都予算案のうち、障害者施策推進部所管事業について抜粋したものになります。

まず上のところの予算額の内訳でございますが、令和8年度東京都一般会計予算全体では、令和7年度比で5.4%増、福祉局予算では6.5%増、障害者施策推進部予算では5.0%の増となっております。

下のところが障害者施策推進部、一般会計の計でございますが、障害者施策推進費では、主に給付費や精神障害者への通院医療費助成が伸びていることのほか、区市町村障害者の居場所づくり促進事業や訪問系障害福祉サービス応援事業等の新規事業により、増となっております。

社会福祉施設等整備費については、都立八王子福祉園の改築や、同じく都立千葉福祉園の修繕工事等の要因から増となっているものです。

囲みのところに二重丸で6個記載をさせていただいております。上の4つまでが昨年と同様でございますが、下の2つが新たに追加した事項でございます。

長期休暇期間中の障害児や成人期の障害者の居場所づくりにより、家族の就労継続など新たな課題に取り組む区市町村を支援するということと、東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例、東京都障害コミュニケーション条例などに基づき、障害への理解促進や社会参加の取組を推進し、共生社会の実現を目指すというふうに記載をさせていただいております。

それでは、主な事業の御説明をさせていただきますが、大変事業数が多くなっておりますので、新規、拡充事業を中心に御説明をさせていただきます。

ページについては、資料の真ん中の下のところにありますのページで御説明をさせていただきます。

まず1つ目が1ページ目の障害者・障害児の地域生活支援の充実の中、(1)障害者・障害児地域生活支援3か年プランでございます。

東京都の計画の目標となっております施設整備を図るために、8年度予算は拡充をしております約45億円を予算として計上してございます。

続きまして、2ページ目、(5)強度行動障害者等の受入れ環境整備事業、新規事業でございます。こちらにつきましては、グループホーム及び短期入所事業者が強度行動障害のある方を円滑に受け入れるための居室環境の整備に係る費用の一部を都が補助するものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

(21)障害児の放課後等支援事業でございます。こちらについては拡充でございます。一部区市町村において、基本補助に含まれていた看護師の配置のみで基本補助額を超過していたことを踏まえ、看護師配置分を抜き出し、補助のメニューを組み替えるというものでございます。

4ページ、(22)でございます。長期休暇期間中の障害児の居場所づくり促進事業、新規事業でございます。こちらについては、長期休暇中の学齢児の居場所の確保を行い、障害児を育てる保護者が見守りや介助による離職をせず、希望に応じて働き続けられる体制を整備する区市町村に補助するものでございます。

5ページの(25)を御覧ください。

続きまして、児童発達支援センター地域支援体制強化事業でございます。こちらについては、地域における機能訓練担当職員の配置を促進するために、国庫補助事業に加えて都からも補助を上乗せするものでございます。具体的には、機能訓練担当職員の配置促進に向けた研修を実施した際に、その経費が国の単価を上回った場合に補助をするというものでございます。

6ページを御覧ください。

(35)区市町村障害者の居場所づくり促進事業でございます。こちらについては新規事業で、約10億円を計上してございます。こちらは、特別支援学校卒業後、放課後等デイサービスから生活介護や就労継続支援B型などのサービスに移行した場合、サービスの提供時間等が変化がございますので、親が見守りや介助で離職をせず、希望に応じて働き続けられる体制を整備する区市町村への補助となっております。

続きまして、8ページを御覧ください。

(12)障害福祉現場におけるカスタマーハラスメント対策推進事業、新規事業でございます。こちらについては、障害福祉現場で働く職員の方への支援ということで、カスタマーハラスメントの相談窓口の設置やカスタマーハラスメントの対応方法、事業所の対策等を盛り込んだオンデマンドセミナーの開催や普及啓発に係るものの支援を都が実施するものでございます。

また、事業所における利用者や利用者家族から職員へのハラスメント対策のためのセキュリティ確保に必要な防犯機器の購入の費用の補助ですとか、複数名での訪問に係る費用の一部を

補助するというメニューとなっております。

同じページの(13) 障害福祉分野における外国人介護人材受入支援事業でございます。こちらにも新規事業でございます。障害福祉現場における外国人介護職員の受入れ及び定着を促進するため、事業所の管理者向けに外国人介護従事者の受入れに必要な制度、法令に関する知識や体制づくり等のセミナーを実施いたします。また、事業所による外国人介護従事者と日本人職員利用者等で円滑なコミュニケーションを取るための環境整備に係る経費を補助するものでございます。

同じく(14) 訪問系障害福祉サービス応援事業、新規事業でございます。訪問系障害福祉サービス等事業所の障害福祉人材の安定的な確保を図るため、職員の採用に係る経費への補助や雇用する職員の資格取得に要する経費等の補助を行うものでございます。

続きまして、9ページ、(15) 障害福祉サービス等職員就業促進事業ということで、こちらについても訪問系サービスと同様の内容を支援するものでございます。

同じく9ページの(16) 介護・障害福祉サービス等事業所における育業・介護休業等両立支援事業、新規事業でございます。こちらについては、障害福祉サービス等事業所の職員が育業・介護休業等を取得した際、代替職員の雇用や手当等の支給を支援するものでございます。

少し飛びまして、14ページを御覧ください。

発達障害への支援についてでございます。

(1) 発達検査体制整備支援事業でございます。こちらについては、区市町村向けの支援としまして、区市町村が行う発達障害の早期発見に関する検査体制の充実への補助ですとか、デジタル技術を活用した発達検査の体制の充実に資する取組への補助を予定しております。

また、これに加えまして、限られた専門人材が検査の必要の高い児童への対応に注力できるよう、発達検査に至る前に行う事前アセスメントの強化に取り組む区市町村補助を新たに上乘せして補助をするというものでございます。

次に、15ページの(4) 発達障害者支援センター事業でございます。こちらについては拡充でございます。東京都では、子供と大人それぞれの発達障害者支援センターTOSCAを設置しておりまして相談対応等を行っておりますが、このTOSCAへの相談件数の増加や相談ニーズの変化に対応するために、TOSCAにおける相談員の増員や教育部門との連携強化を図る地域支援マネジャーの増員などを行ってまいります。また、気軽に相談できるように、LINE相談窓口の設置も実施していく予定となっております。

続きまして、16ページでございます。

(9) 地域における発達障害児（者）支援体制あり方検討でございます。発達障害児者の支援ニーズの量的増大ですとか質的な変化を踏まえまして、地域における発達障害児（者）の支援体制の在り方を整理、検討するというものでございます。具体的には、区市町村の支援体制に係る実態把握のための調査ですとか、発達障害児支援に関わる有識者等への意見聴取などを行ってまいります。

続きまして、少し飛びまして20ページでございます。情報コミュニケーション関係でございます。

(16) 障害者情報コミュニケーション普及啓発促進事業、新規事業でございます。こちらは、区市町村の包括補助の先駆的なメニュー、10分の10の補助ということで新規に要求をしたものでございます。

先ほど申し上げました令和7年7月に施行しました東京都障害者情報コミュニケーション条例を踏まえまして、現在、都においても普及啓発の取組を行っているところでございますが、一層その取組の推進を図るため、区市町村による啓発等の取組への補助を開始するものでございます。

以上が令和8年度の新規事業の主な事項になりますが、最終ページ、21ページを御覧ください。

令和7年度の最終補正事項としまして、令和8年度実施分、幾つか事業を追加で計上しているものがございます。

(1)、(2)につきましても、国の影響ということで対応するものでございます。

(3)につきましても、障害者・障害児の熱中症予防支援事業、区市町村への補助ということで熱中症予防の取組を支援するというものでございます。

(4) 訪問系障害福祉サービス暑さ対策緊急支援事業でございますが、こちらについても最終補正でございまして、訪問系のサービスに従事するホームヘルパーさん等が夏場に利用者のお宅へ移動する際の熱中症対策として、暑さ対策用品の購入等の支援を予定してございます。

私のほうからの予算案の説明については、以上になります。

○池邊座長 事務局から令和8年度予算案について説明がございました。

これまでの説明について、御質問があればお願いいたします。

青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 きょうされん東京支部の青柳でございます。よろしく申し上げます。

今、説明のあった6ページの35、区市町村障害者の居場所づくり促進事業について、ちょ

っとお尋ねしたいんですけども、これは今年から、今年度からやられる新規の事業で、いろいろ新しい試みでいいことだと思うんですが、ここの資料にはないんですけども、ほかに東京都の予算の説明のあれを見たときに、対象が17自治体と、私の記憶が正しければですけども、書いてあったんですが、事前に何か調査をされて、区市町村が手を挙げないと4分の3が東京都で区市町村が4分の1の事業だと思うので、区市町村がうんと言わないとできない事業なんですけれども、あらかじめ幾つかの区市町村に問合せみたいな、何か事前の説明をして、17自治体から手が挙がりそうだというか、言い方が適切かどうか分からないですけども、そういうふうな形になっているから、ああいう表記になっていたんでしょうか。

このペーパーにはありませんが、そこは全部の自治体に、どこでも手を挙げなさいと言っているのかなと思ったので、そういう表記がどういう意味なのかなということを教えていただければいいかなと思います。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○中山課長 地域生活支援課長の中山でございます。お世話になっております。

御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり17自治体、恐らく予算案の概要か何かで掲載されていたんだと思います。本事業に当たりましては、各区市町村に夏頃、こういった検討とか何か考えていらっしゃることはありますかということで調査させていただいております。その中で、すぐやりたいとか検討していきたいとかいったお声があったところが17自治体ぐらいということで、計上させていただいたところでございます。

以上です。

○青柳委員 逆に言うと、それ以外で手を挙げても別に、17自治体に限った、手を挙げなかったから出さないよとか、そういうことではないということですよ。

○中山課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

予算は10億円ついてございますので、この中で、17であろうと20であろうとということで考えております。

○青柳委員 ありがとうございます。

○池邊座長 ほかにございますか。

会場からは手が挙がっていないようですけれども、オンラインの皆様はいかがでしょう。

市橋委員、お願いいたします。

○市橋副座長 今の青柳さんの質問からすると、例えば22番とか、22番の長期休暇とか、それからもう一個、新規があったよね、ないか。22番なんかも区市町村は絞って要求をしてい

るわけですか。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○片山課長 聞こえますでしょうか。障害児・療育担当課長、片山と申します。

御質問ありがとうございます。こちらの事業につきましても、現状予算の規模といたしまして10区市町村ということで計上しておりますけれども、こちらにも夏にアンケート、聞き取りを取った上で見積もっている自治体数でございますけれども、実際に8年度、これ以上の自治体から申請がございましたら、それは拒否するものではございませんので、10自治体以上の申請がございましたら、そちらについても認めていく形で進めてまいります。

○池邊座長 よろしいですか。

○市橋副座長 では、ないならもう一つ。

○池邊座長 もう一つ。市橋さん、どうぞ。

○市橋副座長 要するに、ここに、さっき青柳さんの質問はあれですね、包括支援事業でやっていたわけですか。包括支援事業に去年入っていたわけでしょうか。それを本予算に入れて新規事業にしたわけで、そこは今までは幾つの自治体がやっていたんですか。

○中山課長 御質問ありがとうございます。

包括支援事業、余暇支援のことかと思っておりますけれども、包括補助事業の中に入っている余暇支援の事業のことかと思っておりますが、包括の事業については、そのまま継続の予定でございます。たしか包括のほうで活用されているのは、17区市町村だったかと記憶してございます。

以上でございます。

○市橋副座長 それだけ、今まで17で、一応今年度の見込みは伸びていないということですか。

○中山課長 令和7年の伸びということでしょうか。

○市橋副座長 いや、包括支援事業を我々が要求で、独立の支援事業にするというのは、僕が長く要求していたわけだけども。

○中山課長 今申し上げたとおり、包括事業もそのまま継続でございます。

○市橋副座長 包括支援事業も、そのまま継続。

○中山課長 はい。プラスで今の居場所づくり事業ということで、違う事業で……。

○市橋副座長 違う事業でやるということ。

○中山課長 はい、おっしゃるとおりです。

○池邊座長 よろしいですか。

○市橋副座長 はい。

○池邊座長 ありがとうございます。

それでは、御質問が出ないので先に進めたいと思います。

次に、議事2の第十一期東京都障害者施策推進協議会第1回総会について、事務局から御説明をお願いいたします。

○上野課長 企画課長の上野でございます。

2月12日に行われました第十一期推進協議会の御報告を資料4で御説明をさせていただきます。

総会の資料は、ほかにも多くございますが、本日は実績報告のところを中心に御報告をさせていただきますと思います。その他の参考資料等につきましては、恐縮ですが、都のホームページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

また、説明の中の資料でございますけれども、右肩に推進協議会第1回資料、令和8年2月12日と記載がありまして、資料の番号が記載しておりますので、その番号で御説明をさせていただきますと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

東京都障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実施状況でございます。資料3-1から御説明をいたします。

こちらにつきましては、令和6年度から令和8年度までを対象期間としている計画に掲げた成果目標及び活動指標等に関する実績報告でございます。今回は、令和6年度分を中心にポイントを絞って御説明をさせていただきます。

なお、推進協でも御説明をさせていただいたのですが、このサービスの6年度の見込み量につきまして、一部集計誤りがありましたので、2月12日の会議資料で訂正をさせていただいております。本日は、この訂正した見込みに基づいた実績について御報告をさせていただきますので御了承ください。

3-1の障害福祉サービス等の活動指標につきましては、各年度末月3月分のサービス提供の見込みと実績をまとめたものとなっております。実績につきましては、まず日中活動系サービスでございますが、生活介護から就労継続支援（B型）までの計の欄を御覧ください。令和6年度のサービス量の達成率が99.3%利用者数の達成率が97%となっております、サービス料、利用者数ともに増加しており、ほぼ見込みどおりとなっております。

下から2段目の療養介護のところでございますが、こちらは利用者数は横ばいとなっております

います。

短期入所は、サービス量、利用者数ともに増加をしております。

次のページを御覧ください。

訪問系サービスについてでございますが、前期の計画では、サービスごとではなく訪問系サービスの合計数で見込みを立てておりましたので、令和5年度までの数字は合計数で数字が入っております。現計画では、サービスごとに見込みを立てておまして、令和6年度の実績は、いずれのサービスもサービス量、利用者数ともに増加をしております。

なお、重度障害者等包括支援事業については、都内に事業所が1か所で利用実績はないとなっております。

続きまして下の段、居住系サービスでございますが、共同生活援助（グループホーム）の利用者数が見込みを上回って増加しております。

相談支援事業については、月ごとの変動が大きいため、月平均の利用者数をお示ししております。令和6年度の計画相談支援の利用者数は、いずれも見込みを下回る結果となっております。

次のページを御覧ください。

2、障害児支援の活動指標となっております。

令和6年度の報酬改定で、児童発達支援センターの福祉型、医療型という類型が一元化されたことに伴い、現計画では、医療型児童発達支援の見込みは立てておりません。実績については、御覧のとおりとなっております。

次のページを御覧ください。

3、発達障害児（者）に対する支援の活動指標でございます。

こちらについても記載のとおり、計画について着実に実施をしております。

次のページを御覧ください。

参考といたしまして、サービス種類ごとの事業所数の推移をお示ししてございます。多くの種別におきまして事業所数は伸びている状況であり、ニーズに応じた供給量の確保に努めているところでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、右肩に資料4-2、推進協議資料では資料3-2となっております。地域生活基盤の整備状況についてでございます。

次のページを御覧ください。

右肩に資料3-2とある資料を御覧ください。地域生活基盤の整備状況でございます。

都では、障害者・障害児地域生活支援3か年プラン達成に向け、整備に取り組む事業者の負担を8分の1までに軽減する特別助成、定期借地料への補助などに加え、強度行動障害や医療的ケアが必要な障害者等に対応する場合の補助基準額等の上乗せ等、様々な施策を講じ、地域生活基盤の整備促進に努めているところでございます。

1番目でございますが、グループホーム、令和8年度末に令和5年度末の1万4,890人から2,700人分の定員を増やすことを目標としており、令和6年度末の実績は1万5,736人、達成率は94%と目標を僅かに下回りましたが、着実に定員を増やしております。

下の日中活動の場の整備のグラフでございます。

こちらについては、令和6年度、実績には目標に届きませんでしたが、定員を着実に増やしております。

次のページの3、在宅サービスの充実というところで短期入所でございますが、こちらについても目標に届きませんでしたが、定員のほうは着実に増やしております。

4の重度障害者の利用者数についてでございますが、こちらについては、現計画で新たに目標を設定しました。令和8年度末までに、グループホームは1,000人、生活介護は2,600人、短期入所は1,500人、重度障害者、医療的ケアに係る加算等の算定対象者数を増やすということを目指しておりますが、令和6年度の実績は、いずれも目標を上回っております。

次のページを御覧ください。

障害児支援体制の整備についてでございます。

こちらについても、目標達成に向け着実に進めているところでございます。

次のページを御覧ください。

資料4-3となっております、推進協議資料では3-3となっております。

次のページを御覧ください。

第7期の障害福祉計画に掲げる成果目標等に係る実績でございます。

まず、福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績でございます。

(1) 地域生活移行者数については、令和4年度末時点の入所者数の8%、600人を地域生活へ移行することを目標としております。令和6年度末実績は157人となっております。

次のページを御覧ください。

(2) 入所施設定員数の推移でございます。こちらについては、目標は平成17年10月の定員数である7,344人を超えないとしておりまして、令和6年度末の定員は7,344人となっております。

次のページを御覧ください。

精神科病院からの地域生活への移行についてでございます。

こちらの（１）から次ページの（４）までの目標につきましては、患者さんのレセプトを基にしたNDB、ナショナルデータベースのデータを用いまして、国の基本指針に基づいて設定をしたものでございます。

令和３年度までの実績もNDBの数値を入れてございますが、実績として用いているNDBデータにつきまして、目標設定時点でのデータと算出定義が異なっているため、単純比較が難しいということから目標値については参考としております。

なお、現時点では令和３年度までの公表となっているため、令和４年度から令和６年度までの実績につきましては参考値として、全国の精神科病院を対象とした630調査に基づいた推計数値を記載しております。

ページが少し飛びまして、（５）の長期在院患者数のところからでございます。

こちらにつきましては、入院期間１年以上の長期在院者数について記載をしております、第７期の目標は65歳以上が5,142人、65歳未満が3,558人でございます。

次の（６）の活動指標、地域移行関係の様々な指標がございますが、こちらについては記載のとおりでございます。

次のページを御覧ください。

3、地域生活支援拠点等の整備状況という表題のページでございます。

計画では、令和８年度末までに各区市町村に少なくとも１つ整備をするということとしておりまして、徐々に増加をしているところでございます。また、整備の予定についても記載をしているところでございます。

次のページを御覧ください。

一般就労への移行に係る実績でございます。

（１）から次ページの（４）までの数字につきましては、各支援機関からの一般就労への移行、（５）は就労定着支援事業の利用者数、それから（６）にその他の成果目標の実績を記載しておりますが、いずれも目標達成に向け、着実に実績を伸ばしているところでございます。

その次のページ、右下のページで言いますと22と記載のあるスライドでございますが、5、労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行の活動指標につきましては、御覧のとおり横ばいという状況になってございます。

次のページが、6、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築でご

ざいます。

(1)の成果目標につきましては記載のとおり、(2)の活動指標でございますけれども、各種研修の見込みは定員数、実績は修了者数となっておりますが、実績については、記載のとおりとなっております。

資料の説明は以上となります。

また、ホームページに掲載の参考資料に、それぞれ362の計画事業がございますが、令和6年度末の状況を記載しておりますので、後ほどホームページ等で御確認いただければと思います。

続きまして、資料4—4でございます。右肩のところ、資料4とある資料でございます。

次のページ、25ページのところ、こちらは推進協議会の資料4でございます。来期の計画策定に係るスケジュールでございます。

次期の東京都障害者・障害児施策推進計画、計画期間は令和9年度から11年度までを予定しております。また、策定スケジュールについては、現時点のものということで推進協で御説明をいたしました。

新たな計画の策定に当たりましては、国が定める基本指針に即して検討するということになっておりまして、本年3月に国の指針の改定が予定されておりますことから、その後に来年度、具体的な検討に着手をしていくということを予定しております。

令和8年度の予定でございますが、年度当初に区市町村に対する調査を実施いたしまして状況把握に努めるとともに、おおむね6月頃に第2回の推進協議会の総会を開催したいと思っております。

また、そこで専門部会等の開催ですとか様々なテーマを4回から5回程度の開催の中で議論、御審議をいただきまして、年明けに意見具申という形で提言をいただくことを予定しております。

また、このスケジュールにつきましては、改めて推進協のほうでお諮りをした後に、障害者団体連絡協議会の皆様にも御紹介をしてみたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料4—5でございます。右肩に資料5とありますページ、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直しということで、国の資料でございます。

こちらにつきましては、先月19日に開催されました社会保障審議会障害者部会及びこども家庭審議会障害児支援部会の資料でございます。既にホームページ等で公表されておりますの

で、お目通しになった方もおられるかと思えます。

次のページが基本指針の構成となっております。

その次のページから、基本指針見直しの主な事項が16事項掲載されておまして、（1）が入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、地域における相談支援体制の充実強化、人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上、障害福祉サービスの質の確保、きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備、高次脳機能障害者に対する支援、人口減少地域におけるサービスの維持・確保、「地域共生社会」の実現に向けた取組、住宅セーフティネット制度との連携、地域差の是正・指定の在り方等、障害者等に対する虐待の防止等、障害者スポーツによる社会参加等の促進、災害時における障害福祉サービス提供の確保となっております。

また、次のページが令和11年度末の成果目標について、既存の目標の数値等の見直しのほか、新しい目標の追加が検討されているところでございます。

簡単に御紹介いたしますと、新しい目標としては、②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の項目で、精神病床への30日以上再入院率、心のサポーター数、K6により住民のこころの状態を把握。③福祉施設から一般就労への移行等の項目で、就労選択支援の事業所設置、利用者数。④障害児支援の提供体制の整備等の項目で、障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保、強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備。⑥相談支援体制の充実・強化等の項目で、のぞまないセルフプランの件数をゼロ。⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上の項目で、人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置、生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置、⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の項目で、情報公表制度における公表率及び更新率100%が検討されてございます。

活動指標については、次のページに記載のとおりとなっております。

国の資料の説明については以上でございます。

続きまして、資料4-6、推進協議会総会資料でいいますと資料6を御覧ください。

障害福祉サービス等報酬の見直しに関する緊急提案についてでございます。こちらについては情報提供でございます。

12月16日に開催されました国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおきまして、一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げなどを令和8年度に実施する案が示されまし

た。しかしながら、都ではグループホーム等の地域生活基盤の整備促進に取り組んでおりますので、国に対し、新規事業所への全国一律の報酬引下げを行わないことを提案したものでございます。

説明については以上となります。

○小泉課長 福祉局障害者施策推進部共生社会推進担当課長の小泉と申します。

私からは、同じく第十一期東京都障害者施策推進協議会第1回総会につきまして、資料4-7、4-8に沿って御報告したいと思います。35ページからになります。

まず資料4-7、「東京都手話言語条例」の施行状況について御説明いたします。

東京都手話言語条例は、令和4年9月1日に施行されました。条例の施行3年を経過しましたので、条例附則の規定に基づきまして、施行状況について御意見を伺うものでございます。

昨年10月にも皆様に施行状況を御報告し、御意見を伺ったところですが、今回施行状況を更新し、令和8年度の実施予定も含めて、改めて御報告いたします。

まず、1の条例の施行状況ということで、これまでの主な取組状況をまとめております。

まず都の責務についてです。

イベント等で手話通訳を配置したり動画配信に手話通訳を表示したりするなど、手話を使用しやすい環境整備を実施しております。また、都庁窓口などにおいて、離れた場所の手話通訳者を介して、リアルタイムでコミュニケーションが取れる遠隔手話通訳のサービスを提供しております。

続いて、基本的施策の取組です。

6条、学習機会の確保等に関しては、手話通訳者養成講習会等を実施するほか、8条の手話通訳者の人材確保、養成等について、手話通訳者や指導者の養成を実施しています。

9条の事業者への支援については、聴覚障害者の就職・職場定着に関する好事例の紹介や、雇用の際に必要な情報を一元的に提供するなど、普及啓発を実施しております。

10条の学校における支援については、教員向けの専門性向上の研修や保護者への手話の学習機会の提供などを実施しています。

また、12条の手話の普及啓発については、ブックレット等の作成、イベント開催など手話の普及のための啓発活動を展開しています。

続いて、令和8年度の実施予定（案）についてです。次のページを御覧ください。

令和8年度も取組を拡充いたしまして、環境整備を一層進めていきます。主な取組といたしましては、手話を学習する機会を充実するため、手話通訳者養成講習会のクラスを増設します。

また、学校における支援では、児童生徒等向けに外部有識者の講演などを実施する新たな取組を開始いたします。

さらに、手話の日として制定された9月23日のイベント開催など、手話の普及に向けた取組をさらに進めていきたいと考えております。

次に、資料4-8、「「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行状況について」を御覧ください。

障害者情報コミュニケーション条例は、令和7年7月1日に施行されました。この条例に基づきまして、施行状況について御意見を伺うものでございます。

まず、1の条例の施行状況について、今年度の主な取組状況をまとめています。

10条の情報取得等に資する機器等に関しては、都は東京都障害者IT地域支援センターを設置いたしまして、障害者等からのデジタル機器の利用相談や機器の体験会の実施などを行っています。

また、路線バスでのAI翻訳透明ディスプレイ導入実証の実施や視覚・聴覚障害者向けのスマートフォン教室の実施なども行っています。

11条の関心と理解を深める機会の確保等として、リーフレット等を作成し広く普及啓発を図るほか、全庁職員向け研修を実施し、職員の理解促進も図っているところでございます。

13条の人材確保等については、盲ろう者、失語症者向けなど各意思疎通支援者を養成しております。

14条の事業者への支援では、開発メーカーの製品開発等を支援したり、15条の学校における支援では、特別支援学校での乳幼児に対する教育相談などを実施したりしているところでございます。

続いて、令和8年度取組（案）についてです。次のページを御覧ください。

令和8年度についても取組を拡充いたしまして、環境整備を一層推進してまいります。

主な取組といたしましては、区市町村における情報保障推進の取組を促進するための支援を新たに行います。また、デジタル利用の支援や事業者支援の取組を強化するため、東京都障害者IT地域支援センターの機能強化を図っていきます。さらに、情報コミュニケーションの普及啓発を充実するため、特設サイトの開設などを行っていききたいと考えております。

説明は以上になります。

○池邊座長 ありがとうございます。

これまでの説明について、御質問があればお願いいたします。

青柳さん、お願いいたします。

○青柳委員 きょうされん東京支部の青柳でございます。

今の説明の資料の4ページの計画相談。計画相談が86.8%、成人のほうといたしますか、大人のほうはそうで、その下の5ページの障害児相談支援事業は71.8%に目標がなっています。私は江東区の自立支援協議会なんかも関わらせていただいて、児童のセルフプラン率がとても高いんですよ。やっぱりどこの自治体もそういう相談支援員の育成なり、本当にぶっちゃけて言うと報酬費が安いから成り手がいないという、福祉全般がそういう傾向もあるんですけども、ここがやっぱり私はとても問題だと思うので、先ほどのこれからの計画で、30ページ、31ページの⑧相談支援体制の充実・強化等というところがあると思うんですけども、本当に自治体ではなかなか厳しいところが多いと思いますので、東京都さんがかなり相談支援員の育成だとか、いろんなところの支援をしていただきたいなと思っているので、ここで今、予算の要望をしているわけじゃないですけども、東京都の役割がとても私は重要なのかなと思いますので、今後この計画をしっかりと練っていただいて、相談支援の充実をどうやったらできるか、セルフプランをできるだけなくして、本人の希望や御家族の希望に合った相談を進めていくこと、福祉サービスができるような体制を取るにはどうしたらいいのかを、私たちもそうなんですけれども、皆さん真剣に考えていただければいいかなと思いました。

すみません、これは何でもない、意見なのでお願いします。

○池邊座長 そのままでよろしいですか。

では、そのほかに皆様、御意見のある方はいらっしゃいますか。

越智委員、お願いいたします。

○越智委員 東京都聴覚障害者連盟の越智です。本日は遅れまして申し訳ございませんでした。

予算と、今回の手話言語条例、またコミュニケーション条例に絡めて確認と意見があります。

まず手話のできる都民育成事業の予算、今回アップいただきありがとうございます。

2014年、予算化していただいてから10年以上、手話の普及、通訳者の養成、研修に取り組んでまいりました。おかげさまで理解も進み、昨年デフリンピックの効果もあり、たくさんの方に手話ということを理解していただきました。

ただ、その状況にありながら、昨年、都知事の記者会見の手話通訳の入札がありまして、そのとき我々運営に関わっている手話通訳等派遣センターが入札に落ちるという事態が起きました。おかしいのではないかと。レベルをきちんと確保すべきではないかという意見を申し上げましたが、入札はきちんとそのルールに基づいてやったので致し方ないというふうに言われま

して、こちらも仕方ないと思って、入札の、といいますか、ランクが低い、レベルが低いのではないかと、やはりレベルアップが必要だということで1年間頑張っ、入札のための整備をしてまいりました。

おかげさまでAランクに認めていただきました。なので、今回の入札においては大丈夫だろうと思って、再度都知事会見の入札を応募したところ、今回はAランクは対象外、BとCが対象になるという回答でした。入札を受け付けていただけなかったわけです。

正直申し上げて、一生懸命、入札についての努力を重ねてきたことが全く無駄になりました。逆効果になりました。非常にショックを受けております。どういうことであるのか。手話通訳はレベルが低くてもいいというお考えなのか。

今回、要約筆記もAランクが対象外という話を聞いております。これは、情報保障については、都としてB以下でいい、レベルは低くてもよいという見方があるのか、そのあたりを確認したいと思います。

以上です。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○小泉課長 共生社会推進担当課長の小泉です。

御質問ありがとうございます。こちらは、知事の記者会見に関する契約手続については、今、委員がおっしゃったような事案があったということで、福祉局としても認識しております。

こちらは、他局の契約案件になりますので、私どもは関与することはできませんので、御不明な点があれば関係局のほうにお問い合わせしていただきたいと思っております。

また、当局に関わる契約案件も該当いたしております。今年度、そういった案件があったということで、私も事務担当者のほうから先日話を聞いたところであります。こちらは、契約制度の中での話ですので、事業者の等級が上がったことで、入札の対象要件から外れたと聞いております。

こちらは、適切な契約手続を進めてはおりますけれども、今後の入札の状況も踏まえながら、今後どうしていくのかというのを私どもとしては考えていきたいと思っております。

○池邊座長 越智さん、どうぞ。

○越智委員 分かりました。改めまして、担当局のほうに確認したいと思います。名前を忘れましたが、越智です。

ただ、やはり情報保障の在り方、手話通訳、要約筆記、通訳の質、レベルの問題はきちんと都としても考えなければならないと思っております。ほかの局だからといって、そちらにということ

ではなく、きちんと手話通訳、要約筆記はレベルが高い通訳を求めていくように、その意見を福祉局から出していただきたい。

よろしく願いいたします。

○池邊座長 市橋さん、どうぞ。

○市橋副座長 今のを聞いて、非常にショックを受けました。

手話通訳派遣というの、契約案件に入れていいものかどうなのか。ここから根本的に考えないといけない。いつから入れているんですか、これは。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○小泉課長 共生社会推進担当課長の小泉です。

御意見ありがとうございます。手話通訳、要約筆記は、障害者の意思疎通を保障する意思疎通支援者になりますので、こちらは先ほども申し上げましたが、契約制度の状況もいろいろ踏まえながら、今後どうしていくのかというのを検討していきたいと思っております。

○市橋副座長 いつから入れているの、契約案件に。初めから入れているわけじゃないでしょう。越智さんのほうで分かるかな。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○上野課長 基本は、手話通訳であっても契約手続を取って、例えば本日も含めて契約手続をしています。金額等によりまして随意契約でできる場合や入札契約ということもありますが、基本、自治体の契約は、原則競争入札となっていることは、共通のルールでございます。

○市橋副座長 僕もちょっとよく分からないので、越智さんに教えてもらって、ちょっと問題点が多いんじゃないかと僕も感じますから。情報保障がおかしい、もっと言ったら、越智さん達の運動と、僕らの運動で積み上げてきたもので、契約案件に関わるか関わらないか、これは重大な問題として考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。

○池邊座長 越智さん、どうぞ。

○越智委員 越智です。

手話通訳、要約筆記の入札契約案件問題は、もう大分前からありました。10年近く前から問題になっております。理由の一つは、手話通訳の技術の評価、はっきりとした基準がないんです。手話通訳士という基準はありますけれども、それ以外の地域とか都道府県レベルの登録通訳者というのは、基準が曖昧なのです。

そういうこともありまして、手話通訳等派遣センターにおいては、手話通訳士が受かった上で、さらに試験を受けて、受かった者を登録しています。厳しい研修もやっております。そう

いうことで高いレベルを維持しているわけですがけれども、それを評価する基準が今のところございません。そのため、入札となりますと金額で決まる面があつて、通訳レベルが低くなってしまうという問題が前々からございました。それで運動してきたわけですがけれども、なかなか制度上、解決できない部分があります。

以上です。

○市橋副座長 分かりました。もうちょっと細かく教えていただいて、今まで手話通訳をこれだけ広げてきた努力が、そういうお金の面で、数字的な面で評価されるだけでは、やっぱり問題点が多くあるんじゃないかなと僕も感じています。

いいですか。

○池邊座長 はい。

○市橋副座長 ちょっと課長が言ったのか、僕が聞き逃したのか分からないけれども、僕は先日行われた推進協議会で、前回に続いて、この障害者団体連絡協議会と1回意見交換をさせてほしいとあって、課長も考えますと言っていたんですけども、それはどうなっているでしょうか。

○池邊座長 お願いいたします。

○上野課長 企画課長の上野でございます。

先ほどスケジュールの御説明をさせていただいた中で、専門部会を地域移行や就労などのテーマで御審議をいただく予定というふうに申し上げました。具体的には、来年度、専門部会でどういったテーマを御議論いただくかということと、前回の計画では連絡協議会の意見聴取という形も取らせていただきましたので、そのあたりも含めて協議会にお諮りしていきたいと考えております。

以上です。

○池邊座長 御質問の方がいらっしゃらなければ、それではここで皆様にもお配りしておりますとおおり、本日御欠席の……

○草場委員 手を挙げていますけれども。

○池邊座長 ごめんなさい、見えなかったです。

オンラインの草場さん、よろしく願いいたします。

○草場委員 よろしいでしょうか。

○池邊座長 はい、失礼いたしました。

○草場委員 日本てんかん協会東京都支部代表、草場と申します。

今回のお話は、当協会が直接関わるお話ではありませんが、とても興味深く拝聴いたしました。

まず、入札に対する基本的な考え方は、担当する部局ごとに異なるものではなく、東京都として共通した方針があるべきだと認識しています。したがって、「担当部局が違うから方針も違う」というご説明は避けていただきたいと思っております。

次に一般論ですが、入札ではまず契約金額の規模に応じて、どのレベルの人材を参加資格の対象とするかを定める、という流れが一般的かと思えます。そのうえで金額の提示だけでなく、手話にどのように取り組むか、また応募者の実力なども評価し、「入札金額」と「手話能力」の両面から総合的に判断する方法が多く採られています。そして、評価点という基準に基づいて契約者を決定し、契約者決定後には、A社・B社・C社といった参加者それぞれの評価点をきちんと公開する。このような透明性のある仕組みが非常に重要だと考えます。にもかかわらず、こうした具体的な点に全く触れずに「今後検討します」というだけでは不十分です。私たちのようにさまざまなハンディを持つ当事者にとって、今後のためにより良い制度を作るには、具体的な施策をご提示いただくことが大切です。その点について、いかがお考えでしょうか。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○小泉課長 御意見ありがとうございます。共生社会推進担当課長の小泉です。

まずは、一番重要なのは、質の高い手話通訳者の養成、これを行うにはどうしたらいいのか。この適切な事業運営、そして適切な契約制度の運営、こういった両面を見ながら、先ほど他局だからという発言は申し訳ございません。都としての取組になりますので、質の高い事業運営、適正な契約制度の運営、こういった両面から見てどうしたらいいのかというのを、私どももちゃんと考えていきたいと思えます。

○池邊座長 ありがとうございます。

○草場委員 ありがとうございます。

今、私がお話ししたのは、運営を考えていくというところで、もう少し具体的にどういう形で通訳業務を行うかという方の評価、それに対してどういう点を与えるか。それから、入札された金額、それらをどういう評価を与えるか。それぞれの評価点を合算する形で、一番優れた人を選定する。それで、その選定した結果を公表する。それであれば、今回お話をなされた方が選から外れたとしても、なぜ自分たちが選から外れたかということをご理解できるのではないかと、そういうことを申し上げたまででした。

以上です。

○小泉課長 御意見ありがとうございます。

委員の御意見ですけれども、具体的にどういうふうにしていくのかというのは、この場ではお答えできませんので、今後どうしていくのか私どもとしては考えていきたいと思えます。

○草場委員 ありがとうございます。

○池邊座長 よろしいですか。

もう一言、御意見ありますか。

○市橋副座長 もう一言、言わせていただければ、越智さん、ゆっくり話し合っていきたい。例えば手話通訳のレベルは、誰がどこでどう評価するか。手話通訳のレベルは、どこで誰がどう評価するか。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○小泉課長 今の御質問は、手話通訳者の養成に当たって、どの……

○市橋副座長 養成じゃなくて、養成もそうだけれども、手話通訳の評価を入れているって言ったじゃない。評価はどうやって、誰が評価しているんですか。

○小泉課長 それは契約制度で、諸処の基準がございますので、それを踏まえて契約所管部署の方が評価をしているところでございます。

○市橋副座長 ちょっとここでやる時間はないと思うので、もう一回、これは越智さんに教えていただいて、いろいろやりながら、僕は今考えたのは、言わば手話通訳の問題ではなくて、僕らの運動の結果、いろいろと制度が広がったときに、今後は入札制度がやられたらたまったもんじゃないと僕は感じました。そんなことが起こらないように、ちょっと精査しましょう。

ありがとうございました。

○池邊座長 お手が挙がったので、新谷委員、お願いいたします。

○新谷委員 中難協の新谷です。今、国連で、高齢者に関する人権条約策定の議論が行われています。女性の方の人権、子どもの人権、障害者の人権に続く可視化されていなかった高齢者の人権保障の取組みです。

今後、高齢者の問題にどう取り組むか、恐らくいろいろなところで議論されると思います。それで、東京都にお聞きしたいのは、地域にある包括支援センターの位置づけですが、地域包括支援センターは区市町村の組織ですね。都は直接それについてはタッチされているのですか。

私たち中途失聴難聴者の場合、高齢になって社会参加の場がなくなってきたときに、包括支援センターが私たちの集まりの場・受け皿になっているのか、疑問に感じるものが度々あります。東京都には300位の包括支援センターがあると聞いていますが、これだけの社会資源を持

っておられるので、国連で議論されている高齢者問題に対して、日本は、東京都はこういうふうに取り組んでいるというようなアピールもあっ良いのではないかと思います。

私たち難聴者の場合は、周りの人とコミュニケーションが取れず、ひと月、ふた月、包括センターで世話になって、それでもう終わりみたいな話になったという話を多く聞きます。その辺の東京都の高齢でコミュニケーションに困難を抱えている人の問題をどのようにお考えか紹介をいただきたいと思います。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○上野課長 企画課長、上野でございます。

今この場で、すぐにお返事がなかなか難しいところもありますが、地域包括支援センターで、なかなか難聴の方の御理解がいただけていないというお話がありましたので、高齢者施策の所管と情報共有をいたしまして、何ができるのかということを考えていきたいと思います。

先ほど障害の計画の策定についてお話をしましたが、高齢者の計画も当然都でも策定をしておりますので、連携を図っていくということが大事かと思えます。

地域包括支援センターは、新谷委員がおっしゃるように区市町村が設置するものでして、都が直接指導権限があるものではありませんが、その職員の育成などは都が担っている部分もございまして、しっかり情報共有を図っていきたいと思えます。

簡単ですが、以上でございます。

○新谷委員 1点補足です。私は居住区の地域包括センターに行ってみましたが、難聴者に対するコミュニケーションの問題意識はまったくと言ってよいほどありませんでした。

デイサービスに参加しても、静かにしている。少なくとも相手の言っていることは聞こえていない。そのようなコミュニケーション支援がない環境におかれたら認知症やそれに似た症状を進行させるのは間違いないと思えます。

このような大きな社会資源ですので、その利用者のコミュニケーション問題について関係者が理解を持持つことは、包括支援センター大きなテーマと思えます。東京都のお考えを教えてください。

○池邊座長 お願いいたします。

○上野課長 企画課長、上野でございます。

難聴と認知症の問題があるという御提起がありました。高齢の難聴の方に対する支援ですとか認知症対策というのも、我々の同じ局の中の高齢者施策推進部が所管してございます。しっかり本日のお話を伝えて連携を図っていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○池邊座長 申し訳ありませんけれども、議事の進行がありますので、ここで1つ区切りまして、先ほどお話ししかけた本日御欠席の東京青い芝の会の寺田委員から御意見を頂戴しておりますので、御紹介したいと思います。

事務局にて代読をお願いいたします。

○上野課長 企画課長、上野でございます。

東京青い芝の会の寺田委員から意見書をいただきました。本日、午前中に届きましたので、点字の点訳の御用意ができなくて申し訳ございません。私のほうで読み上げをさせていただきます。

四たび生活施設の居住地特例の見直しに向けて。

2026年2月16日、東京青い芝の会、寺田純一。

私たち東京青い芝の会は、脳性マヒをはじめとする幼い時からの障害者が親きょうだいの扶養から脱却して独立するために、様々な活動を続けてきました。連絡協の会議では数次にわたり、生活施設の入居者に関わる居住地特例見直しの課題について注意喚起をして早い話が。先週行われた国政選挙で、都の施策で東京から長野や山梨に「島流し」された仲間を含め、どれだけの障害者が有権者としての権利行使ができたでしょうか！

かつての優生保護法が母体保護法に変わったのは、青い芝の会が優生思想を告発してから27年後でした。現在幼い時からの障害者が障害基礎年金を受給しているのは。「保険料を払った者が年金を受け取る」という原則からの発想の転換が可能になったからに他なりません。隔離収容の場として障害者運動が忌避してきた施設にも、地域の生活拠点としての様々な役割が期待される中、前提とされてきた居住地特例制度にも新たな光を当てる時ではないでしょうか？

19歳から青い芝の会の活動に参加してきた私も間もなく88歳、脳性マヒがますます脳性マヒになり、パソコンによる作業も思うに任せない今日この頃、こうした形での提起も今回が最後になるかとも思いながら、今一度ささやかな声を届けたいと思います。

以上です。

○池邊座長 ありがとうございました。

今の寺田委員の御意見等に対する皆様からの御意見は、最後にもう一度お受けいたしますので、議事の3に移らせていただきます。

一般財団法人G o v T e c h東京で実施する「都民ユーザーテスター事業」の御紹介について、事務局から説明をお願いいたします。

○土田本部長 こんにちは。一般財団法人G o v T e c h 東京のデジタル戦略本部長をしております土田と申します。

G o v T e c h 東京は、東京都、あるいは都内区市町村といった都内全体のデジタルを効果的に進めるために、2023年に東京都庁の外側に設立された組織、いわゆる政策連携団体ということになります。

本日は、連絡協議会の貴重なお時間をいただきまして、我々が実施いたします都民ユーザーテスト事業、こちらについて御紹介させていただければと思います。

それでは、事業については担当より御説明させていただきます。

○小木グループ長 こんにちは。担当のG o v T e c h 東京官民共創グループ長の小木と申します。

今、御投影いただいている資料に沿って説明させていただきます。

我々G o v T e c h 東京では、行政サービスをデジタルでより使いやすく、誰もが安心して利用できるものにしていくため、今年度、障害のある方を対象にアンケートを実施いたします。

このアンケートでは、日常生活の中でどのようなツールや支援機器を利用しているか、また、行政サービスを利用する際にどのような手段、例えば電話ですとか、あるいはデジタルのツールを介してですとか、あるいは直接窓口に御来庁いただいてなど、そうした手段、あるいはそうした利用時に感じる困り事や皆様の方で工夫いただいていることなどをお伺いしたいと思います。

今回のアンケートで皆様から寄せられた声は、今後の行政サービスの改善や、より幅広い方に利用しやすい仕組みづくり、サービスづくりに役立ててまいります。

今投影しております資料、こちらのQRコードをお読みいただくと、アンケートフォームに飛んで御回答いただくことができます。皆様の声が東京の行政サービスをより優しく、使いやすく変えていくための一歩となりますことを御理解いただければと思います。

今回のアンケートは一度きりではなく、今後もG o v T e c h 東京では、都民ユーザーテスト事業として、こうしたアンケートやインタビュー、ユーザーテストなどに御協力いただける方を募っていきたいと考えております。

以上、事業紹介と情報提供となります。ありがとうございます。

○池邊座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、質問などあればお願いいたします。

安部井さん、お願いします。

○安部井委員 東京都重症心身障害児(者)を守る会の安部井です。

1点質問させてください。このユーザーテストの期限は、いつからいつまで実施なのか。このQRコードを読み取ると分かるようになっているのでしょうか。

○池邊座長 お願いいたします。

○小木グループ長 御回答させていただきます。

先週の金曜日からQRコードはアクティブ、有効になっておりまして、今月いっぱい、27日をめどに第一次の回答を募っております。

○池邊座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかには。

それでは、次に議事の4、旧優生保護法補償金等支給法について、事務局から御説明をお願いいたします。

○坂本課長 福祉局企画部事業推進調整担当課長の坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、旧優生保護法補償金等支給法につきまして、資料6-1、資料6-2に沿って御説明、御案内させていただきます。

この法律につきましては、既に御存じの方も多しと存じますけれども、多くの団体の皆様にお集まりいただいている貴重な機会でございますので、ここで改めて御案内させていただければと思っております。

それでは、資料6-1の旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律の資料、こちらを御覧ください。

まず、この法律が成立した背景及び趣旨について御説明いたします。

昭和23年に優生保護法という法律が成立いたしまして、この法律に基づき昭和23年から平成8年までの間に全国で約2万5,000件の優生手術が実施されてきました。これは優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するという誤った目的の下、特定の疾病や障害を有することを理由に不妊手術等が行われてきたというものでございます。

平成30年以降、この問題について全国で訴訟が提起されたことを背景に、平成31年に一時金支給法というものが成立いたしました。これは、優生手術を受けた本人を慰謝するため、一時金320万円を支給するものでしたが、国に損害賠償責任があることを前提とするものではございませんでした。

しかしながら、令和6年7月3日、最高裁判所におきまして、旧優生保護法の優生手術に関する規定は、日本国憲法第13条及び第14条第1項に違反するとの判決がなされ、国の損害賠償責任が認められました。

これを受け、国は謝罪を行うとともに、令和6年10月議員立法により旧優生保護法補償金等支給法、これを成立させ、令和7年1月に施行されたというものでございます。

それでは次に、法律に規定されました補償の内容について御説明させていただきます。

資料6-2、旧優生保護法による優生手術・人工妊娠中絶などを受けた方とご家族へという緑色のチラシのほうを御覧ください。

真ん中から下の部分の四角で囲まれた部分を御覧いただければと思います。

まず補償金の支給について、でございます。

対象者は、旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた本人及びその配偶者になります。お亡くなりになっている場合は、その御遺族になります。支給額は御本人が1,500万円、配偶者が500万円となっております。

次に、優生手術等一時金の支給について、左下でございますが、こちらになります。対象者は、優生手術などを受けた本人で、現在生存している方になります。支給額は320万円となっております。こちらは補償金を受給した場合も支給されます。

次に、右下ですが、人工妊娠中絶一時金の支給についてでございます。対象者は、旧優生保護法に基づき人工妊娠中絶を受けた本人で生存している方になります。支給額は200万円となっております。

続きまして、補償金等の申請手続と相談窓口について御案内させていただきます。

次のページ、裏面、こちらを御覧いただければと思います。

13番目のオレンジ色でマーカーをさせていただいている箇所になりますが、こちらが東京都の相談窓口でございます。補償金や一時金を請求する場合、詳しい手続等の御相談を、こちらの東京都の専用相談窓口で受け付けておりますので、お気軽に御連絡いただければと思います。電話番号は03-5320-4206になります。ファクスやメールアドレスについても記載がございますので、御確認いただければと思います。

また、御希望があれば申請手続に関して弁護士による無料サポート、こちらのほうも受け付けておりますので、ぜひ御活用いただければと思っております。

最後になりますが、各団体の皆様におかれましては、申請対象になり得る方々やお知り合いの方々などに、ぜひ本制度についての周知や御案内、お声かけをしていただきましたら幸いです。

ございます。

簡単ではございますが、説明は以上になります。どうもありがとうございました。

○池邊座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関して、御質問などありますでしょうか。

越智さん。

○越智委員 越智です。

御説明ありがとうございます。この問題についても、我々も10年ほど前から、裁判が始まったときから運動はしております。また、補償が始まってからも呼びかけを何度かしてまいりました。しかしながら、なかなか難しい面があります。

対象者はほぼ高齢者で、もうお亡くなりになる直前というような状況もあります。教育もあまり受けていच्छらないので、理解力も難しいという問題があります。私の地元にも1名いてお話をしたとき、もういいと、ほっておいてほしいという雰囲気でした。

私も一生懸命説得して、新聞社の会見を受けていいというところまで至りましたが、会見をやってみると話が通じません。手話はできるんですけども、普通の通訳を、手話通訳を通してでは、記者の質問の意味が理解できません。それで答えられないという状況でした。

やむなく私が記者の質問を、手話通訳を見て、内容を変えて、本人が分かるような手話に変えて伝えました。本人の回答の手話も、私が意味をつかんで手話通訳を介してというようなやり取りをしました。このような困難な状況がございます。

ですから、この文章を読んだだけで、まず分かるかどうかという問題があります。例えば内容を手話で説明するような動画を見てもらうというようなことは難しいでしょうか。普通の手話通訳ではなく、聞こえない手話表現者という方々が増えています。

例えば東京都の消防庁のポスターも防火についての動画の手話通訳は、耳の聞こえない人が担当しています。高齢者の聞こえない人が分かりやすい手話表現にしています。そのような方をお願いをして、このような内容を高齢の聾啞者に分かりやすい表現で動画をつくっていただければ、自分も申請してみようということになるかもしれませんので、御検討をお願いいたします。

○池邊座長 事務局、いかがでしょうか。

○坂本課長 御要望どうもありがとうございます。

障害をお持ちの方の特性に十分配慮して丁寧な説明ができるということが、一番大事だと思っております。まず今、既存のものとしましては、国のホームページにおいても、手話や字幕

つきなどの動画を用意したものがございますので、まずはそちらのほうを御活用いただければと思います。

また、委員御指摘のありました高齢の方々が手話をきちっと理解しやすい方法での動画という点に関しましては、御要望として承らせていただきます。

ありがとうございました。

○池邊座長 それでは、青柳委員、どうぞ。

○青柳委員 きょうされん東京支部の青柳でございます。

今、御説明があったんですけれども、優生保護法の被害者は2万5,000人と言われていて、今のところ認定が認められた方は1,100名ぐらいなんですよね。妊娠中絶までということも含めた全体の数だと1,630ぐらい、29人ですかね、今の1月16日現在の数字を言っています。これはこども家庭庁で数字は出していますので、御参照いただければいいんですが、東京都は614の方が手術をされたとされています。そのうち認められたのは36人、5.9%しか認めていないんですよ。ということは、まだ94%近い方が知らない、手を挙げにくいということもあるかもしれませんけれども、やられていないことに対して、やっぱりもっと周知、広報の仕方の工夫が必要なんじゃないかと思います。

他県の話ですが、福岡県では区市町村にちゃんと説明会を開いて、原告の方、手術を受けた方の話を聞いたり弁護団の話を聞いたり、あるいは今、越智さんがおっしゃいましたけれども、ろうあ連盟の理事の方も参加されて、説明会にそういう方が来て、この周知の大変さをちゃんと説明されているんですよ。

ぜひ、こういうことを東京都さんも何らかの形で広報をするということ、単なるチラシとか、こういう告知をするだけでは、なかなか広がらないんじゃないかなと思いますので、ぜひ多くの方にこういう補償の内容が伝わるように、手を挙げやすくなるというか、申請しやすいように工夫をされる必要があるんじゃないでしょうか。

東京都には、古くからある東京都立の病院だとか入所施設があると思います。ハンセン病の療養所なんかもありますから、そういう細かい、ちょっと年配の方がたくさんになるかもしれませんが、そういうところにもしっかり調査をして実態を明らかにしてほしいなと思いますので、ぜひもう一声、窓口ができたのは、相談口ができたのはとてもいいことなので、チラシとかいろんな部分は広まってはきていると思いますけれども、もう一つ広い視野で、視点で説明会なり何かをやっていただけませんか。

以上です。

○池邊座長 事務局、いかがでしょうか。

○坂本課長 貴重な御意見どうもありがとうございます。

周知、広報の工夫が一層必要だという御指摘、まさにそのとおりだと思っております。

我々の方でも、ポスター、リーフレットはもちろんのこと、区市町村のほうでもきちっと広報誌に掲載をしていただいたり、あるいは都の相談窓口を案内していただく、そういった工夫をしていただいているところでございます。

あわせて、東京都のほうで、補償金等の支給対象になりうるのではないかと把握している方々に対して、個別に通知するという取組を今現在開始したところでございます。ですので、少しでも多くの方々、被害者の方々にこの情報が届くように、我々も精一杯努力していきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○青柳委員 個別通知はやっているんですね。六百数名の方が手術を受けたとされているので、その方には通知を出しているということですね。

○坂本課長 正式には669名になるんですけれども、この669名全員ということではなくて、東京都のほうでこ別に把握している方々というのは、限られております。平成30年度に調査を行いまして、そこで少ない人数ではあるんですが、一定の方々を把握いたしましたので、その方々の生存状況ですとか今の居住地、そういったものを全部調べまして、通知が可能だと分かった方に関しましては、今、障害者支援施設だとか関係団体の方々と協力しながら開始したといったところでございます。

○青柳委員 ありがとうございます。

もう一つ言うと、これは当事者の方が亡くなくても子供とか孫まで請求はできることになっているんですね。そこまでいくと、本当に大変難しくなるのは分かるんですけれども、そういった形はどうすればいいのか、私もちょっとイメージがつかないんですが、そういう視点も必要かなと思うので、さっき30年度はもっと少ない数だと言われましたけれども、実際の方にもう少し迫るような感じになれないかなというのが私の希望でございます。

すみません。これはできるところで結構ですので、お願いいたします。

○池邊座長 それでは、議事は以上となります。進行に御協力いただき、ありがとうございます。

最後に、その他、先ほどの寺田委員の御意見等に対しても、皆様から御意見、御質問があればお願いいたします。

中山委員、お願いいたします。

○中山委員 本当に、その他になります。東京都盲人福祉協会の中山利恵子といいます。

今回初めて参加させていただきましたので、議事を聞かせていただきました。

本当に、その他になります。先ほどから情報保障の話が出ておりましたので、今回の選挙においての点字の広報であったり投票用紙であったりということの、間に合う間に合わないという問題がございました。

緊急であったことで、間に合いません、間に合わない可能性がありますというお話はいただいておりますので、大きな混乱はなかったかとは思いますが、でも現実には、点字の投票用紙にきちんと比例区であったり小選挙区という点字の付記がなされていなかったもので、それによって無効票になってしまった票があったかなかったかまでは、まだ実はそこまでの調査はしておりませんので、今どうだったということは言えないのですが、やはり情報保障ということと、間違えずに、せっかく行った一票が無駄にならないためには、今後、点字の広報であったり選挙権、投票用紙であったりの準備ができるぐらいの何か法整備のようなものをしていただけるように、これは東京都がやることではないとは思いますが、今後考えていただけないというふうに思っています。

先週、今週の話ですので、今どうしようということまでは全く話もいっておりませんが、現実には何かあったかどうか、これからの調査かと思えます。せっかく差別解消法であったり情報保障のことが認められていたのに、せっかくの選挙に行けなかった、情報がなかったということで投票ができなかったということは、とても残念な人がいるやもしれずと思っておりますので、こんなことができれば、私はないといいなと思って、今回はちょっとその件だけを、議論しようということではありませんが、そうであったという事実を大事に受け止めていただきたいというお願いです。

以上です。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

事務局でお返事いただけますでしょうか。

○小泉課長 共生社会推進担当課長の小泉です。

情報保障の推進、あとは大切な一票という観点からお話がございました。生活に関わる大事な選挙で、そこがちゃんとできないというのは、なかなか難しいところがございます。こういったお話があったというのを都の選挙管理委員会事務局のほうにお伝えしていきたいと思っております。

○中山委員 ありがとうございます。

○池邊座長 市橋さん、どうぞ。

○市橋副座長 こういうお話があったなんて、問題だと思います。実態を調べて、なるべく僕らがこういうことを調べていこうというのは難しいことだから、実態があったのか、例えば投票箱を間違えて入れて無効票になったのがあったのか。それから、僕みたいな車椅子の人間がようやく行きたいところに行くけれども、今まで段差がなかった投票所が、こんな短い中で、例えば学校の体育館が使えなかったとか、そういうこともあり得るわけです。

東京都選挙管理委員会がいけないとは言いませんけれども、なるべくそういう被害を克明にちょっと調べていただきたいと思いますけれども、それを伝えてください。

○池邊座長 事務局、お願いいたします。

○小泉課長 先ほども申し上げましたとおり、今回の御意見については、選挙管理委員会事務局にちゃんとお伝えしていきたいと思っております。

○市橋副座長 僕の意見も踏まえてね。

○池邊座長 ありがとうございます。

ほかに御意見は大丈夫でしょうか。

それでは、本日の会は以上で終了とさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、事務局より事務連絡をお願いいたします。

○上野課長 企画課長、上野でございます。

皆様、本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

本日お配りした資料につきましては、お持ち帰り用の封筒も御用意しておりますが、御希望があれば、後日、事務局より郵送もさせていただきますので、郵送を御希望の方は資料を席の上に置いたままにさせていただき、お手元の付箋などでお知らせいただけますと幸いです。

それでは、本日の会は閉会といたします。

ありがとうございました。

午後3時06分 閉会